

2023 年 6 月 1 日より、厚生労働省の規定に基づき下記の算定を行うことになりました

機能強化加算

当院は地域におけるかかりつけ医療機関として患者さまの「健康診断の結果等の健康管理に関する相談、保健・福祉サービスに関する相談および夜間・休日の問い合わせ」への対応を行っている医療機関です。このため、かかりつけ医機能に対する医療費として、初診料・小児科外来診療料(初診時)小児かかりつけ診療料 2(初診時)に厚生労働省の定める機能強化加算（80 点）を保険診療における医療費に加算いたします。

小児かかりつけ診療料 2

当院に 4 回以上受診され、説明に同意され当院を小児科の「かかりつけ医」として登録いただいた患者さんに対し、次のような診療を行います。

- ・急病時の診察や、アレルギー疾患などの慢性疾患の指導管理や栄養指導を行います。
- ・発達段階に応じた助言・指導などを行い、健康相談に応じます。
- ・予防接種の接種状況を確認し、接種の時期についての指導を行います。

また、予防接種の有効性に関する情報提供を行います。

小児かかりつけ診療料」に登録できるのは、ひとつの医療機関だけと国で定められています。他院からの小児かかりつけ診療料の変更登録も可能です。その場合は、登録されたクリニックにて解除したい旨をお伝えください。

* 休診日や夜間などのため、やむを得ず電話対応が出来ない場合などには、こども急病電話相談（小児救急電話相談）や以下の医療機関にご連絡下さい。

時間外対応窓口案内

阪神北広域こども救急センター

TEL 072-770-9981（救急ハイ）

平日 20:00～翌朝 6:00

土曜 15:00～翌朝 6:00

日曜祝日及び年末年始 9:00～翌朝 6:00

兵庫県小児救急医療電話相談

#8000 もしくは 078-304-8899（ははきゅうきゅう）

平日・土曜 18:00～翌朝 8:00

日曜祝日及び年末年始 8:00～翌朝 8:00

大阪府小児救急医療電話相談

#8000 もしくは 06-6765-3650

19:00～翌朝 8:00 まで（365 日）